

令和 4 年度からの第 1 層生活支援 コーディネーター業務について

保健福祉部地域包括ケア推進課

令和3年度までの第1層生活支援コーディネーター業務と くらしのサポーター養成事業

令和3年度の第1層生活支援コーディネーター業務は特定非営利活動法人NPOサポートはこだてに委託し、くらしのサポーター養成事業は社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託しそれぞれ実施している。

第1層生活支援コーディネーター業務

- ①第1層における協議体への参画
- ②第2層におけるコーディネーターとの協働
- ③地域におけるネットワークの構築
- ④住民主体の助け合い活動等の重要性についての普及啓発
- ⑤地域における高齢者の支援体制および社会参加に関するニーズの把握、および課題の抽出
- ⑥住民主体の助け合い活動等の仕組みの創出および充実
- ⑦市全体の地域課題に関する情報の共有および当該地域課題についての協議

くらしのサポーター養成事業

- ①地域における住民主体の助け合い活動の入門的な研修（養成研修）の実施（1クール全5回・40人程度養成）
- ②自ら地域で助け合い活動が実践できるリーダーの養成および共に地域で活動する仲間づくりの場として、養成研修修了者を対象としたステップアップ研修の実施（1クール全6回・30人程度養成）
- ③くらしのサポーターの活動レベルに応じた地域の活動の場とのマッチング
- ④登録者の希望により、ボランティアセンターへの登録を行うなど、他事業との連携を図る

国が示す第1層生活支援コーディネーターの役割

国は第1層生活支援コーディネーターの役割を、「多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進すること」としている。

国が示す第1層生活支援コーディネーターの役割

(A) 資源開発

○地域に不足するサービスの創出

○サービスの担い手の養成

○元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

○関係者間の情報共有

○サービス提供主体間の連携の体制づくり など

(C) ニーズと取組のマッチング

○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

第1層生活支援コーディネーター業務とくらしのサポーター養成事業の一体化

国が示す第1層生活支援コーディネーターの役割には「サービスの担い手の養成」など、くらしのサポーター養成事業に関する内容も含まれていることから、令和4年度からは第1層生活支援コーディネーター業務とくらしのサポーター養成事業を一体化し、業務を効率的に実施していく。

令和4年度の第1層生活支援コーディネーター業務

- ①第1層における協議体への参画
- ②第2層におけるコーディネーターとの協働
- ③地域におけるネットワークの構築
- ④住民主体の助け合い活動等の重要性についての普及啓発
- ⑤住民主体の助け合い活動等の担い手となるボランティア（くらしのサポーター）の発掘、養成および地域活動の場とのマッチング
- ⑥地域における高齢者支援のニーズや地域資源の把握および課題の抽出
- ⑦住民主体の助け合い活動等の仕組みの創出および充実
- ⑧市全体の地域課題に関する情報の共有および当該地域課題についての協議

業務の一体化に伴い新たに追加

第1層生活支援コーディネーター業務に係る委託事業者の選定方法

令和4年度からの第1層生活支援コーディネーター業務に係る委託事業者の選定は、価格だけではなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、複数の事業者に提案を求め、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式で実施する。

なお、切れ目の無い業務の実施体制を確保するため、令和4年の契約締結日から令和7年3月末までの複数年契約とする。

【第1層生活支援コーディネーター業務の委託に係る予算】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
第1層生活支援コーディネーター業務(一体化後) A	6,000	7,976	7,976	21,952
【参考(※令和3年度の予算額ベース)】 第1層生活支援コーディネーター業務(一体化前) B 内訳：第1層生活支援コーディネーター業務=6,806千円 くらしのサポーター養成事業=7,117千円	13,923	13,923	13,923	41,769
差引 (A-B)	△7,923	△5,947	△5,947	△19,817

業務の一体化に伴う効率化により、3年間で19,817千円の経費の削減に繋がる

【参考】第1層生活支援コーディネーター業務に係る公募型プロポーザルのスケジュール（案）

実施予定	実施内容
4月下旬頃	プロポーザル審査会の設置
5月中旬頃	審査委員会①（審査方法・評価基準の策定）
5月下旬頃	公募の実施（※募集期間約1ヶ月）
7月下旬頃	審査委員会②（企画提案の評価・受託候補者の選定）
8月下旬頃	受託候補者との業務委託契約
9月上旬頃	第1層生活支援コーディネーター業務の委託開始

※次回の協議体会議は、第1層生活支援コーディネーター業務の委託開始後に開催予定